

# 接触式レーザー前立腺蒸散術フォーラム 会則

## 第1章 名称及び事務局

### 第1条 [名 称]

- 1) 本会は接触式レーザー前立腺蒸散術フォーラムと称する。
- 2) 接触式レーザー前立腺蒸散術の英語 Contact Laser Vaporization of the Prostate (CVP) から、略称は CVP フォーラムとする。

### 第2条 [事務局]

本会の事務局は国内に設置する。

## 第2章 目的及び事業

### 第3条 [目 的]

本会は CVP の普及と研究の推進に努め、泌尿器科診療の向上に寄与することを目的とする。

### 第4条 [事 業]

本会は第3条の目的を果たすために、以下の活動を行う。

- ① 研究集会を1年に1回以上で行う。
- ② 会員相互および泌尿器科関連学会との連携をはかる。
- ③ その他、CVP の普及と研究に必要な事業を行う。

## 第3章 会員

### 第5条 [会 員]

本会の会員は次の2種とし、正会員のみが議決権を有する。

正会員 : 本会の目的に賛同し、本会の活動および事業を推進するために入会した個人。

賛助会員 : 本会の目的に賛同し、本会を援助するために入会した団体または個人。

### 第6条 [会 費]

会員は、別に定める入会金および会費を納入する義務を有する。

### 第7条 [入 会]

- 1) 本会への入会には、本会の世話人会の承認を要する。
- 2) 承認手続きに時間を要する場合には仮入会を認める。

### 第8条 [資格喪失]

会員は以下に該当するときに、その資格を喪失する。

- ① 退会届の提出をしたとき
- ② 正当な理由なく会費を滞納し、督促を受けても納入しないとき
- ③ 世話人会の決議により除名されたとき

### 第9条 [退 会]

会員は、退会届を事務局に提出し任意に退会することができる。

## 第4章 役員

### 第10条 [役員]

本会に以下の役員を置く。

- ① 代表世話人 1名
- ② 世話人 5～15名
- ③ 監事 1名

### 第11条 [選任]

- 1) 世話人は、世話人会の推薦により定める。
- 2) 代表世話人は世話人相互による無記名投票により決する。
- 3) 監事は代表世話人が世話人から推薦する。

### 第12条 [職務]

- 1) 代表世話人は、本会を代表し業務を総理する。
- 2) 世話人は、会則および世話人会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 3) 監事は、本会の収支および財産の状況を監査する。

### 第13条 [任期]

役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

### 第14条 [退任]

役員を退任する際は、代表世話人にその旨を通知する。  
代表世話人が退任する際は、世話人会にその旨を通知する。  
役員退任後は、名誉会員として本会参加への資格を保有する。

### 第15条 [世話人会]

- 1) 本会の最高決定機関として、世話人会を置く。
- 2) 世話人会は代表世話人・世話人・監事により構成される。
- 3) 世話人会は、委任状を含む過半数の世話人の出席により成立する。

## 第5章 会計

### 第16条 [本会の経費]

本会の経費は、年会費・寄付金およびその他の収入を以って充当する。

### 第17条 [事業年度]

本会の事業年度は1月1日より12月31日までとする。

### 第18条 [決算]

本会の決算は、毎事業年度終了後、代表世話人が監事の監査を受けた上で、世話人会の承認を受ける。

## 第6章 雑則

### 第19条 [期間]

- 1) 本会の存続は成立より7年間（2024年末）とする。
- 2) 以後の継続については世話人会の議をもって決する。

### 第20条 [名誉会員]

名誉会員は本会の年会費および参加費の納入を免除する。

## 附則

- 1) 本会の会則は 2018 年 1 月 1 日より施行する。
- 2) 本会の入会費・年会費は以下の通りとする。  
入会費：なし  
年会費：①正会員 : 2,000 円  
②賛助会員 : 20,000 円 (1 口)
- 3) 本会の事務局を、慶應義塾大学医学部 泌尿器科学教室に置く。  
〒160-8582 東京都新宿区信濃町 35  
電話番号：03-5363-3825
- 4) 本会の役員を以下に定める(敬称略・世話人は五十音順)。  
代表世話人：大家 基嗣 (慶應義塾大学医学部)  
世話人 : 井上 啓史 (高知大学医学部附属病院)  
岡田 真介 (行徳総合病院)  
加藤 忍 (かとう腎・泌尿器科クリニック)  
河野 義之 (江戸川病院)  
駒井 資弘 (こまい腎・泌尿器科クリニック)  
関 成人 (九州中央病院)  
鶴 信雄 (鶴泌尿器科クリニック)  
野村 博之 (福岡山王病院)  
宮内 聡秀 (大分泌尿器科病院)  
監事 : 高橋 悟 (日本大学附属板橋病院)

(追記)

2018 年 1 月 1 日制定

2019 年 4 月 18 日改定

2021 年 11 月 20 日改定

2023 年 1 月 1 日改定

2023 年 2 月 20 日改定

2023 年 6 月 23 日改定

## 接触式レーザー前立腺蒸散術フォーラム 細則

- 1) 入会に仮入会と正式入会を設ける。
- 2) 仮入会は入会申込書と年会費入金を事務局で確認した時とする。
- 3) 正式入会は世話人会の了承（メール審議を含む）が得られた時とする。
- 4) 年会費は1-12月を1年とし1月に当該年の会費請求を行う。
- 5) 会費未納者には、3月頃および学術集会の案内時等に督促を行う。
- 6) 2回目の督促前に退会届のあった場合は、事務局で退会届を受理した時点で退会と扱う（自主退会A）。当該年の会費は免除する。
- 7) 2回目の督促後に退会届のあった場合は、当該年の年会費は納入するものとし、事務局で年会費の支払を確認した時点で退会と扱う（自主退会B）。
- 8) 退会届の有無に拘らず、当該年末日までに会費納入のない場合は、年末日をもって退会と扱う（未納退会）。
- 9) 上記6または7による退会は、世話人会の了承を要しない。
- 10) 未納退会となった者の再入会は、未納年と再入会年の2年分の年会費を支払ったうえで認める。
- 11) 賛助会員の年会費（1口：20,000円）は何口でも可とする。
- 12) 会員連絡には原則としてメールを用いる。
- 13) メールアドレスのない会員は原則として認めない。
- 14) 研究集会の会計は会長一任とし概要を世話人会で報告する。
- 15) 集会での余剰金は事務局会計に寄付してもよい。
- 16) 集会での経費が赤字の場合は事務局が補填することもできる。
- 17) 集会の参加費は正会員と非会員とで区別をつける。
- 18) 上項において賛助会員の団体に属する個人は、正会員に準じて扱う。

2018年1月1日制定  
2021年11月20日改訂